

## ホームページ有料広告掲載取扱基準

### 1 目的

本取扱基準は、たつの市ホームページに有料広告を掲載するに当たり、その広告掲載基準を定めるものである。

### 2 広告掲載基準

広告の種類・内容等は公の広報媒体にふさわしいものとし、次のいずれにも該当しないものとする。

- ・ 公共性及び品位を損なうもの
- ・ 政治性、宗教性のあるもの
- ・ 風俗営業等に該当するもの
- ・ 社会問題について主義主張するもの
- ・ 個人の名刺広告 {単に法人その他の団体の名称 (代表者の氏名を含む)}
- ・ 市が推薦していると誤解を招くおそれがあるもの
- ・ その他、掲載することが不相当と市長が認めるもの

### 3 掲載位置

広告の掲載位置は、たつの市ホームページのトップページ内、中央下段とする。

### 4 広告の規格

広告の規格は、次のとおりとする。

- (1)高さ 天地60ピクセル
- (2)幅 左右120ピクセル
- (3)容量 5KB以内
- (4)データ形式 GIF、JPEG 形式

## 5 広告掲載料

広告の掲載料金は、1 枠当たり月額 10,000 円とし、市の指定する方法及び期日までに遅延なく納入することとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

## 6 掲載期間

(1) 広告掲載期間は、1 か月単位とする。

(2) 広告掲載期間中、市の都合によりホームページを閉鎖した時間が生じたときは、閉鎖した時間を 24 時間で除して得た日数（端数切捨）に相当する期間、広告掲載期間を延長するものとする。

## 7 申込方法

市ホームページに広告を掲載しようとする者は、掲載希望月の前々月の末日までにホームページ広告掲載申込書、ホームページ広告原稿（データ）を添えて広報担当課に提出しなければならない。

## 8 広告原稿の作成及び提出

広告原稿は、申込者の負担で作成し、市が指定する期日までに電子媒体（CD-ROM、MO 等）又は電子メールにより提出するものとする。